

令和7年12月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和7年12月15日（月） 開会 午前10時
閉会 午後 1時36分

場所 第5委員会室

出席委員 松井弘委員長
渡辺聡一郎副委員長
渋谷真実子委員、永瀬秀樹委員、荒木裕介委員、岡地優委員、鈴木正人委員、
小森克己委員、田並尚明委員、小早川一博委員、平松大佑委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
野尻一敏産業労働部長、萩原啓産業労働部雇用労働局長、
神野真邦産業労働部産業政策局長、
浪江美穂産業労働部地域経済・観光局長、
内田貴之産業労働政策課長、小沢きよみ商業・サービス産業支援課長、
島田徹産業支援課長、村井秀成産業創造課長、
北島義丈産業拠点整備推進幹、竹澤幸一企業立地課長、井澤清典金融課長、
関根良和観光課長、関根昌浩雇用・人材戦略課長、伊藤佳子就業支援課長、
下村修産業人材育成課長

久保佳代子労働委員会事務局長、
加藤和美労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
板東博之公営企業管理者、小島茂企業局長、島崎二郎経営企画部長、
加藤政寿水道部長、高橋理絵総務課長、忽滑谷真理子財務課長、
山本栄至地域整備課長、袈裟丸大水道企画課長、江田寿泰水道管理課長、
青木雄二主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第122号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）のうち 企業局関係	原案可決
第123号	令和7年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

第124号	令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第125号	令和7年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第131号	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第132号	埼玉県カスタマーハラスメント防止条例	原案可決
第153号	指定管理者の指定について（埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設）	原案可決
第171号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち産業労働部関係	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第4号	家族従業者の人権を守るために所得税法第56条の廃止を求める請願	不採択

その他

- ・第132号議案について附帯決議を付することを決した。

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

渋谷委員

- 1 第131号議案「埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例」について伺う。今回新たに導入・更新される試験研究機器は、どのようなプロセスで選定されているのか。
- 2 今年8月に、県内中小企業のデザイン支援を目的にデザインイノベーションセンターを開設し、そこでの支援に関連する機器としてレーザー加工機を購入すると伺っているが、その機器はどのようにデザイン支援に役立つのか。
- 3 試験研究機器は長く使うことが望ましい一方、技術革新のペースも速く、購入した機器がすぐに旧式になってしまうという課題もあると思うが、この点についてはどのように考慮して選定しているのか。
- 4 第153号議案、指定管理者の指定について伺う。指定管理者候補者の埼玉ふれあい拠点運営共同事業体とB団体は、審査結果の合計点が僅差ということだが、指定管理者候補者がB団体より評価されたのはどのような点なのか。
- 5 県内企業の応募増加に向けた取組として、法人等の本店又は主たる事務所の所在地が県内にあるかの審査項目を追加しているが、実際に県内企業の応募数は増えているのか。

産業創造課長

- 1 機器の導入に際しては、産業技術総合センター内に機器整備委員会を設置し、企業のニーズや新技術への対応などを検討し、選定している。
- 2 顧客ニーズに応える魅力的な製品デザインを実現するためには、試作段階から迅速かつ柔軟な対応が不可欠であり、短期間でのデザイン検証や多様なバリエーションの検討を行う必要がある。今回導入するレーザー加工機は、多様な素材に対応し複雑な形状や繊細な模様の再現に優れ、非接触で高精度な試作が実現可能であることから、デザイン支援の際の試作のスピードや柔軟性が大幅に向上するものである。
- 3 産業技術総合センターに導入する機器は、例えば、製品が正確に丸くできているかを測るものであったり、金属の耐久性を確認するものであったり、大方、年月を経ても普遍的な検査内容を実施する製品が多く、更新前の機器も10年から20年程度使用されているところである。そのような機器の性質も踏まえつつ、機器整備委員会では機器の技術革新の進捗も考慮し、予算の範囲内でできるだけ最新型で長く使えるものを選定しているところである。

産業支援課長

- 4 資料3の審査結果に記載のとおり、選定された指定管理者候補者は、総括的事項、維持管理業務、事業収支の審査項目で、B団体よりも高い評価を得ているところである。総括事項については、職員の教育計画など事業の実施体制が手厚く、また、防災、

火災、地震、風水害などの危機管理の分野においても想定される様々なリスクを念頭に置き、それらへの対策が盛り込まれていることが評価されている。また、維持管理業務に関しては、安全性の確保や効果的な業務の実施、環境への配慮が評価されている。事業収支に関しては、剰余金の活用方法として、利用者の利便性の向上を目的としたAIチャットボットや、WEB会議、動画配信のための設備導入の提案、また、放射冷却フィルム等を使用して冷房効率を高め、より省エネルギー化を図る提案などが評価されたところである。

- 5 前回の募集を令和2年度に行ったが、その際は一つの共同事業体と一つの単独企業の2者から応募を頂いており、その応募者に含まれる3企業のうち、県内企業が1社、割合でいうと33%であった。今回の応募に当たっては、三つの共同事業体から応募を頂いており、応募者に含まれる7企業のうち、県内企業が5社、割合は71%となっている。前回の募集時と比較して県内企業の割合が増加しているため、一定の効果があつたものと考えている。

渋谷委員

埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器の購入に当たっては、企業の声を聴いているとの答弁があつた。これはとても大切なことだが、県としてどの産業分野に力を入れたいかということも反映されるべきではないかと考えるが、いかがか。

産業創造課長

現在、県で注力している分野の一つにサーキュラーエコノミーがあり、例えば、北部研究所では食のサーキュラーエコノミーの支援として、廃棄される川越芋と米こうじから川越芋蜜を開発する支援などを行っているが、このサーキュラーエコノミーを推進する観点から、令和5年度に食品用乾燥機などを購入している。今後も第一には、中小企業のニーズに沿った、使っていただける見込みのあるものを考慮しつつ、単なる更新だけではなく必要に応じて産業分野も鑑み、導入機器を検討してまいりたい。

永瀬委員

- 1 第132号議案「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」に関して質問する。今回の条例案については、国の改正労働施策総合推進法と比較した場合に、まず、労働者を雇用する事業者に加えて、個人事業主とボランティア団体等にも努力義務を課すというところが大きな違いかと思われるが、事業者の定義として、ボランティア団体や町内会なども広げる対象にしているが、県内において、カスハラを受けているという立法事実があるのかどうか伺う。
- 2 この事業者と言われたものについては、対象範囲が現時点で明確に線引きができていないのかどうか伺う。
- 3 本条例案では、カスタマーハラスメントの定義として三つの要件がそろったものとしており、これは三つそろわないと対象とならないのか、また、もっと具体的な内容を示すことはできないのか。

- 4 カスタマーハラスメントの非常に難しい部分があると思うが、判断は誰がどのように下すということなのか。県は、この条例案を策定するに当たって考えているのか。
- 5 カスタマーハラスメントの判断の基準というものは非常に難しいと思うが、逆に、本条例によってカスタマー側の正しい主張が阻害されるような、カスタマー側の要望が萎縮されるようなことにはつながらないのかということについては、どのように考えているのか。

雇用・人材戦略課長

- 1 個別の団体に聞き取りを行ったところ、ボランティア団体が配布をしている物資等について、それを受け取った方がボランティアの方にクレームを行うといった事例、あるいは、スポーツ少年団が近隣住民からの騒音で苦情を受け、長時間罵倒されたというような事例があるということを知っている。ボランティア団体などの業務に従事している者もカスタマー、いわゆる顧客等から該当する言動を受ける可能性、これは十分にあるので、その被害から守る必要があると考えたことから、この事業者の定義にボランティア団体等を含めているところである。
- 2 条例上、事業者については、商品若しくは役務を提供する事業、これは営利を目的としない活動を含む、を行う法人その他の団体、その他の団体には国の機関及び地方公共団体を含む、又は事業を行う個人と定義しているところである。例としては、個人については、個人事業主、農家、フリーランスなど、法人については、株式会社、一般社団・財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、NPO法人、地方公共団体などである。団体については、商店街組合やボランティア団体、労働組合、PTA、自治会、町内会などが該当し、今後、指針において例示をしていくことを考えているところである。
- 3 カスタマーハラスメントは条例上、まず一つ、顧客等の言動であって、二つ目、社会通念上許容される範囲を超えたものであって、三つ目、就業者の就業環境が害されることという三つの要件、これがそろったものとしており、三つそろわなければ対象とならないが、これは国の改正法における定義と同じである。また、具体的なカスハラの内容については、国においても厚生労働省の指針において示すこととしており、去る12月10日に指針案が示されたところである。これは、来年2月には正式に策定予定と伺っている。このカスハラの内容については、国と県で異なることは事業者などに無用の混乱を招くことから、基本的には、国と同様の内容を県の指針において示していきたいと考えている。
- 4 事業者それぞれの業種・業態、企業文化などの違いから、何をカスハラとするのかという判断基準には違いが出てくるのが想定されることから、国の改正法と同様に、事業者の方に判断をしていただくことになる。事業者の方には、あらかじめ自社の状況を踏まえ、何がカスハラに該当するのかを想定いただき、それを判断基準として基本方針などに記載をしていただく、従業員の方に明示するなど、準備していただく必要があると思う。こうした事業者の方々には一定の負担を掛けることとなることから、県としては、カスハラの内容を盛り込んだ指針を作成・公表して、

事業者の方が判断に迷うことがないように、しっかりと支援していきたいと考えている。また、事業者の方、あるいは顧客の方が、判断に迷う、対応に苦慮する場合も想定されることから、県としては、総合相談窓口を開設するとともに、必要に応じて、弁護士、関係機関につなげることも現在検討しているところである。

- 5 顧客等からの要望のうち、商品・サービスへの改善を求める正当な要望、これは業務改善や新たな商品・サービスの開発につながるものであるもので、妨げてはならないものである。本条例においても、まず、基本理念において、顧客等の社会通念上許容される範囲の要望の申出が妨げられることのないように配慮されなければならないと規定しており、今後県が定める指針の中においても、顧客等からの苦情の申出全てがカスハラに該当するわけではないこと、また、客観的に見て社会通念上許容される範囲で行われたものは正当な申出であることなどを明記して、しっかりと周知をしていきたいと思っている。先ほど申し上げた総合相談窓口を設置して、顧客の方からの相談にも丁寧に対応をしていく考えである。

永瀬委員

- 1 今回、県としては、対象範囲を拡大するという事を考えているという中で、伺った限り、その事業者の対象範囲について、現時点では、指針において例示していくと答弁しており、明確な線引きはもう少し必要なのではないかと思うが、この本条例案について不確定な部分があると思うので、条例内容等が今後更に整理されると思うので、これについては委員会側に報告を求めたいと思うが、いかがか。
- 2 カスタマー側の要望の担保は厳格に行わなければならないと思うが、答弁の中でもいろいろあったが、現実には、例えば、学校の現場でいじめ対応が強く求められるだとか、あるいは、介護の現場で、例えば、突発的な利用者の転倒であるとか、体調の変化とか、そういうものを受けて家族が事業者に要求を繰り返すと、こういうことも想定されるが、そうした場合、どこまでが社会通念上正当な要望なのか、主張なのかということは、非常に難しい部分があると思うが、そういった部分が阻害されないように、具体的な判断基準の整理など、そうした事業者の啓発も必要ではないかと思うが、その点についてお答えいただきたい。

雇用・人材戦略課長

- 1 御指摘を踏まえ、報告の方法については相談させていただきたい。
- 2 例えば、障害者については、障害者差別解消法で禁止されている不当な差別的扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示すること自体は、カスハラには当たらないということが厚生労働省の指針案の中でも示されているところである。障害者差別解消法以外にも、正当な申出や通報が規定されている法令がある。こうした正当な申出はカスハラに該当しないということを、県の定める指針の中で明記して、事業者及び顧客等の双方に周知を図って、顧客等の権利が不当に侵害されないように努めてまいりたい。周知については、例えば、先行する東京都などでは広報動画を作るなどということをしているので、そういったことも参考に

しながら、今後、考えていきたいと思っている。

永瀬委員

今回の埼玉県カスタマーハラスメント防止条例案について、やはり、まだ細部にわたって、社会の実情の中で、事業者側もしっかりと守る、また、雇用者側の権利も守ることが必要だと思われる。その中で、まだまだ国の指針も示されたばかりということであるから、そういったものも含めて細部にわたって、若干詰めが必要かと考える中で、カスタマーハラスメント自体が行われなような世の中に導いていかななくてはいけないと思うが、まず、その前提条件として、答弁にあった12月10日に示された国の指針案については、今後、条例案の審査を行う上で参考にしたいと思うので、本委員会として資料要求をお願いしたい。また、事業者側の様々な基本方針というものについては、既に事業者が策定している事実もあると思うし、先行して条例を施行している都道府県もあると思うので、例があれば提出いただくようお願いする。

田並委員

- 1 第132号議案「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」について質問する。先ほども永瀬委員から質問があったが、カスハラ定義についてということで、今配られた国の指針に基づいて判断基準等を決めていくという話であったが、決まった判断基準を顧客の方にどのように周知徹底していくのか。
- 2 事業者への具体的な支援策ということで、弁護士や専門家を派遣するというので、そこに、顧客に対する対応マニュアルのひな形のようなものも含まれているのか確認する。
- 3 第13条では、カスハラ対策が優良と認められた企業に対して表彰等を行うとされているが、優良企業の表彰における評価基準と、対策を講じている企業の把握の方法はどのようにしていくのか。また、優良企業の表彰にとどまらず対策を講じない企業の企業名を公表することも検討すべきではないかと考えるが、県の所見を伺う。
- 4 罰則規定の不採用理由について、今回、罰則規定を設けなかった理由と検討過程について伺う。また、罰則付きの条例を検討している三重県の状況を県としてどのように評価しているのか伺う。
- 5 県民への啓発ということで、条例制定を契機に、サービスをする側もサービスを受ける側も対等な立場であり、共に尊重される社会を作ることを県として宣言すべきと考えるが、所見を伺う。また、条例が理念にとどまらず実効性を持つために、顧客の意識改革が不可欠である。県として、顧客への啓発活動をどの程度の規定、頻度で実施するのか具体的に示すべきだと考えるが、県の所見を伺う。ファミレスの店員やコンビニの店員が自分のこどもだと思えば、こういうことは起こらないと思うが、そういった気持ちを醸成していくことも大事かと思うので、答弁願う。

雇用・人材戦略課長

- 1 カスハラ具体的な内容については、先ほど配布した国の指針案、具体的には4ペ

一ジの方に例示が、限定列挙ではないがされている。国の指針については、来年2月に正式に策定予定と伺っているので、繰り返しになるが、カスハラ具体的な内容が国と県とで異なってくると、これは事業者の方に無用な混乱を招くということで、この部分については、基本的には同様の内容を県の指針の方でお示しさせていただきたいと考えているし、顧客等への周知も徹底しなければいけないと思う。関心と理解を深めていただくことは大変重要であると認識しているので、来年度予算に向けて現在検討中であるが、例えば、東京都においてはセミナーの開催やポータルサイトを開設する、こういったことを行っており、そうした先行する自治体の施策、こういったものも参考にしながら、啓発活動に力を入れてまいりたい。また、顧客の方から相談を受けるような総合相談窓口の開設も考えていきたいと思っているので、丁寧に支援してまいりたい。

- 2 県としては、指針を年度末に公表するほかに、基本方針、事業者の方に作っていただくひな型や具体的な対応マニュアルの作成のための手引き、これに加えて、事業者向けに体制が整っているか確認いただくチェックリスト、こういったものなどを作成し、公表することで、事業者の方に配慮をしながらカスハラ防止につなげていきたいと考えているところである。相談窓口においては、必要に応じて内容に関わって、個別事案の判断はできないが、弁護士に相談する機会を提供し、また、関係する消費生活支援センターや適切な機関にもつないでいきたいと考えているところである。
- 3 まず、評価の基準について、表彰においては、例えば、視点として事業者等のカスハラ防止対策の取組状況、また、その取組状況が他の事業者へ波及しているかどうか、さらには、事業者団体においては事業者支援の取組状況、こういったものなどを重視していきたいと考えているところだが、具体的な評価の基準については、国やほかの自治体が収集した事業者の取組も研究させていただき、今後、表彰制度全体を検討する中で、詳細を詰めていきたいと考えている。また、そういった企業をどのように把握するのかということもあるので、例えば、広く自薦によって、より多くの企業を表彰する、あるいは、他薦によって、より顕著な取組を行っている企業を表彰するなど、制度全体を検討する中で、ほかの企業の模範となるような取組を行っている企業を選定してまいりたいと考えているところである。対策を講じない企業はどうするのか、公表も考えたかどうかということについて、改正法においては、事業主がカスハラ行為を放置するなど、労働者の雇用管理上必要な措置を怠ると、国により勧告を受ける可能性があり、これに従わなかったときには、国において企業名を公表することができる規定をされている。県においては、条例案により事業者の努力義務としているが、こうした改正法の内容についても周知を徹底し、企業のカスハラ対策を促してまいりたい。
- 4 まず、罰則規定を設けなかった理由について、検討結果も含めてお答えする。罰則については、外部の有識者で構成される専門委員会の議論の中で、委員から、労働者にとって罰則があることは心の支えになると意見があった。その一方で、対象とならないグレーゾーンの、許されるカスハラが生まれかねない、罰則があるからカスハラをやってはいけないという考え方で防止することが良いのか、刑法等で罰則があり、

条例での罰則は不要、罰則や制裁ではなくプラスのインセンティブを活用した自発的な行動変容によるべき、といった意見を頂いたところである。その上で、罰則を規定する場合には、罪刑法定主義の下、罰則の対象となる行為の要件を厳格に明確化する必要があるが、顧客の言動等が様々である中で、どのような行為を罰則の対象として特定するのかという点に課題がある。また、仮に特定ができたとしても、対象となる行為が限られることとなるという課題があると考えており、こうした課題や専門委員会からの意見を総合的に踏まえ、県としては罰則を設けないということにした。加えて、三重県の状況についてどう評価しているのかということだが、現在、三重県の条例案では、正当な理由なく長時間反復又は大声を発生し、虚偽の事実を申し立てるなど不安を抱かせる方法による利益供与の要求や、謝罪、面会の要求などを特定カスハラと定め、知事による禁止命令に違反した場合に、例えば、500,000円以下の罰金等に処する方針で検討を進めていると聞いている。現在、その詳細については検察と慎重に協議を進めていると承知をしているので、その動向についても今後注視していく。

- 5 条例第3条の基本理念においては、「カスタマーハラスメントの防止に当たっては、顧客等及び就業者が対等の立場において相互に尊重することを旨としなければならない」と明記している。また、第1条の目的においても、「相互に尊重し合える社会の実現を図り」と定めているところである。県としては、条例制定を契機に、県民や事業者等の皆様にこれらの基本理念や目的を十分に周知し、広く理解を深めていただくことで、県としての考え方を明確に示してまいりたいと考えている。また、顧客等への啓発についても、カスハラに関する関心と理解を深めていただき、行動変容につなげていくということは大変重要と認識をしている。先行する自治体の施策、重なるが、セミナーの開催やポータルサイトの開設、こういったものを行っているので、本県としても啓発活動等に力を入れてまいりたい。また、その規模や頻度を含む具体的な啓発方法のお尋ねがあったが、県民生活部をはじめ関係する部局とも連携をしながら、広く県民の皆様にカスハラを知っていただくことができるよう、今後、詳細を検討してまいりたいと考えている。

平松委員

- 1 第132号議案について伺う。既に話があるように、改正法が施行されている中、県の直近の調査だと、会社全体でカスハラ対策を講じている企業は9.3%、対策を講じていないと回答した企業が35%ということで、なかなか進まない実態があると考えているが、その理由についてどのように考えているのか、押さえているのか、という点について確認する。
- 2 基本方針のひな形を作成し、示して作成を支援していくという話であった。ひな形は共通のものを一つ作るという話で、他の都や県を見ても共通のひな形という形で提供されている。一方で、業種・業態ごとに実態に違いはあり、ハラスメント自体の様態も異なっており、さらに、埼玉県のボランティア団体、あるいは町内会等にも範囲を広げている中で、基本方針を作成した後のカスハラ防止策の実効性を高めるのであ

れば、各業界の特性に合わせたマニュアル作成支援も重要だと考えている。先ほど、作成の手引は示すという話であったが、それを更に業界の特性に合わせたマニュアル作成支援にも取り組むべきと考えるが、その点はどのように考えているのか。

- 3 各主体の責務の中に、「事業者団体は、その構成員である事業者が行うカスタマーハラスメントの防止に関する取組への必要な助言、協力その他の支援を行うよう努める」とあるが、事業者団体が実施する助言、協力その他の支援とはどのようなものをイメージしているのか。
- 4 基本方針を策定する事業者数等の数値目標を設定するのかどうか伺う。
- 5 基本方針を策定する事業者を増やさなければならぬと思うが、増やすために、例えば、県の入札の際に加点対象になるなど、インセンティブになる何らかの仕組みも検討すべきと考えるが、いかがか。
- 6 県の施策等には、「必要な財政上の措置を講ずるよう努める」と記載されているが、具体的にどのような措置を考えているのか。

雇用・人材戦略課長

- 1 県で実施をした調査では、委員御指摘のとおり、対策を講じていないという企業が35%あった。こちらに対し理由を調査したところ、対策の必要性を感じていないということが約7割と最も多くある。カスハラは誰にでも起こることである。実際に発生した場合には、就業者にとっては業務のパフォーマンスの低下、健康不良、事業者にとっては時間の浪費や金銭的な損失、業務上の支障といった、安定した事業活動の継続に影響を及ぼすものである。県としては、その対策が進んでいない理由として、カスハラによる就業者や事業者への、先ほど申し上げたような影響、こういったものに対する必要性が正しく認識されていないということにあると考えているので、来年度予算に向けて現在検討中ではあるが、様々な媒体を活用して、事業者など、関心を深めていただくような啓発活動にしっかりと取り組んでまいりたいと考えている。
- 2 県としては、事業者や業界団体、こういった方々の業界特有の事情や背景等を踏まえて基本方針等の作成ができるように、例えば、セミナーの開催、あるいは専門家の派遣、こういったものを実施している自治体もあるので、こういった施策を参考にしながら、県としてしっかりと支援をしてまいりたいと考えている。
- 3 カスタマーハラスメントは業種・業態によって様々に異なるので、団体に属する事業者の取組を支援していくことを、事業者団体に県としては期待をしているところである。例えば、事業者がマニュアルを作成しようという際には、先行して事業者団体が、その業種や業態の特性を踏まえたマニュアルを作成しているといった場合には、このマニュアルを提示いただく、あるいは業界のマニュアル作成経験、こういったものに基づいて、各事業者に助言・作成支援を行っていただくことなどが考えられる。いずれにしても、事業者団体の負担軽減も図るという観点を持ち合わせているので、事業者団体をしっかりと支援をしてまいりたい。
- 4 国においては実態調査として、直近では令和5年度に、カスハラを含む職場のハラスメントに関する実態調査において、企業の取組実態を調査しているが、目標数値自

体は設定をしていない状況である。県の本条例が施行された後、3か月後には改正法が施行され、事業主に対しては国により義務になることから、数値目標を設定することはなじまないかと考えている。

- 5 優れた取組を行う企業に対しては表彰制度を設けているが、計画については、全ての事業者にも努力義務を課している。また、計画の策定趣旨については、事業者自身の正常な事業活動や就業者が安心して働ける環境作り、こういったものに寄与するというものであることから、現時点ではインセンティブは考えていない。
- 6 具体的な施策としては、条例に規定されている情報収集や相談体制の整備、啓発活動等を考えている。こうしたものに対する財政上の措置に努めるという考えであるが、そのほかという部分については、何らかあるというところは今のところ持ち合わせていない。

平松委員

- 1 マニュアル作成支援の関係で、セミナーを開催して支援をしていくという話だったが、もう少し詳しく伺う。
- 2 事業者団体の負担を軽減させながら、事業者団体にしっかりと汗をかいて協力いただくという中で支援を考えているという話だったが、やはり、カスタマー対応の知識が業界団体にもなければなかなかできないだろうし、業界団体、事業者団体も多分状況がそれぞれだと思うので、具体的にはどのような支援が必要と考えているのかという点についても確認する。
- 3 基本方針を策定する事業者数と数値目標は設定しないという話であった。今回、カスタマーハラスメント防止条例を策定していくわけだが、実効性をどのように高めていくのかが非常に重要だと考えている。そうしたときに、改正法が施行された中でもこれだけ進んでいないという中で、この条例がどれだけ実効性を高められるのかは非常に注目するところで、そこがうまくいったかどうかを捕捉するためには、何らか定量的な部分で、しっかりその目標設定をするなりして、そこに対してどういう状況なのかとやっていかないと、この条例を作った成果がどれだけきちんと、自分たちが意図したものがどれだけ達成できたかどうか、なかなか測れないのではないかと思う。例えば、啓発についても、先ほど方針が策定されてない、取組が進んでないところで、7割の企業が必要性を感じていないというところで対策を講じてないという話であるため、こういった基本方針を策定する事業者数であっても、やはりある程度定量的にしっかり見ていかないと、この条例が、制定された効果があったか、実効性が高まっているかどうかというところが捕捉できないと思うが、いかがか。
- 4 県の施策等には、必要な財政上の措置を講ずるというところで、情報収集、啓発について考えているという話だが、やはりその基本方針が進まない一つの理由としては、ひな形は用意をするという話であったが、作成自体にまず労力が掛かるという点で、それを受けて実際に防止策に取り組んでいくには、例えば、研修をしたり、あるいは電話の録音、録画をしたり、そういう具体的にコストがかかってくるということも、ある意味では一つ、二の足を踏んでしまう要因にはなるのではないかと。取り

組むことによってコストがかかってきてしまう、新たな負担が掛かってくる、例えば、東京都ではその辺りで、そこに掛かる財政的な支援を奨励金制度という形で設けていたりするが、県としてはその辺りをどのように考えているのか。

- 5 研修について、事業者に対して、町内会やボランティア団体も入るが、そこが研修をやるとするのは、なかなかイメージが湧かないが、例えば、そういう各事業者が個々でやるというよりは、やるというところもありながらも、県としてそういった研修をやっていくということも考えられるが、その点についてはどのような考えなのか。

雇用・人材戦略課長

- 1 セミナーについては、全ての業界で個別の種類のセミナーという形よりは、ある程度分類をした中で、幾つかの種類のセミナーに仕立てるとか、そういったものを講座の内容については考えていきたいし、それを対面式にとどまらず広く解説するような形で御覧いただけるように、動画の配信などの手法も使いながら、事業者団体、事業者に向けて発信していきたいと考えている。
- 2 事業者団体を支援するためには、例えば、東京都などでは今御覧いただいたかと思うが、専門家の派遣などを実施しているので、そういったものも念頭に置きながら検討してまいりたい。
- 3 例えば、ボランティア団体の話もあったが、まず、任意団体に対して数値目標というものを定めることは過度な負担感を与えることになるかと考えられるので、現時点では考えてはいない。また、県が展開をする事業の取組の実施に当たっては、参加者数、あるいはそれに伴って、その後どのように取り組まれたかということ把握するために取組実態の調査も行いたいと考えているので、そうした中で把握していきたいと考えている。実効性の担保については、カスタマーハラスメントの内容に関する指針に加え、情報の収集提供や、また、各主体からの県への相談に対する助言、あるいは啓発活動等を定めているので、こうした取組を総合的に実施することでその実現を図ってまいりたい。
- 4 コストがかかることに対する財政的な支援について、マニュアル策定などは業界の発展や各事業者の正常な事業活動、あるいは就業者が安心して働ける環境作りに寄与するというところで、繰り返しになるが、そういった観点があるので考えてはいないが、こうした趣旨について改めて丁寧に説明をして理解を求めていきたいと考えている。
- 5 県が実施する研修・セミナーについては、少し重なる部分があるが、例えば、特設サイトなどを設ける中で、対面に限らずアーカイブ配信をするなど広く実施をしていきたいと考えている。

平松委員

- 1 費用の関係で、財政的な措置のところだが、特段奨励金などは考えていないということであった。これを作ることによって事業者団体にも寄与するところがあるので、その趣旨を徹底していきたいという話だったが、やはりなかなか先ほど申し上げたよ

うに、研修費用など、実際に防止策を効果的に講じようと思えばコストがかかってくるので、それが進まない原因になっていると考えられないか。

- 2 どうやって成果を捕捉していくのかというところで、目標は設定しないけれども参加者数などを受けて、どのような波及効果というか動きがあったかというところで、それを把握することで見ていきたいという話であるが、例えば、参加者数がどうかこうとか、目標設定というか、ここを目指してというところがなければ、それは幾らでも言ってしまう話だと思う。そこが、目標もなく数字だけ取っても、その数字が意味のある数字になるのかどうかというのは理解できない。再三申し上げるが、やはり改正法ができて進まない中で、範囲を広げて、あえて県で条例を作るわけだから、その実効性をどのように担保していくのかは非常に重要だと思うが、その点はどのように考えているのか。目標も設定しないで成果があったかどうかということは捕捉できないと考えるが、いかがか。

雇用・人材戦略課長

- 1 委員御指摘のとおり、事業者にとって研修費用など、防止対策にコストがかかることは事実かと思う。これまでも、事業者の方にとっては、カスタマーハラスメントではなく職場における様々なハラスメントの防止についても努められていることと承知をしているので、そういったものの一つとして、是非取り組んでいただきたいということで、丁寧に説明をすることで理解を賜りたいと思っている。
- 2 実効性の確保において、数値目標をやはりきちんと立てるべきという厳しい御指摘と思う。言葉足らずで恐縮であるが、事業者の取組状況について、対策の必要性を感じていないというような数値割合も出ているので、条例施行後においては、そういったものがどこまで改善をしているのかなど丁寧に把握して、効果的に、県としてどのような施策を打つのかということについても、併せて考えるべきと思っている。

荒木委員

- 1 第132号議案「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」の概要ということで、先ほどの答弁とも重複する部分があるかもしれないが、改めて、先ほど永瀬委員から資料要求いただく中で、「追加提出資料1 国の指針案」ということでお示しいただいた。基本的には、県のカスハラ指針については国の指針との違いがあってはいけないということの中で、この指針に基づいて作成するということであるが、具体的な内容は現時点でどういったものになると考えているのか、改めて伺う。
- 2 本条例案の作成に当たっては、事前に県民コメント、パブコメを実施していると聞いているが、その中で、県民の方々からどういった意見があり、そして頂いた御意見等について、この条例案でどのように案として反映されているのか。
- 3 本カスハラ防止条例は、先んじて他の都道府県、東京都、北海道、群馬県で制定されていると伺っているが、その運用に当たっては、課題や問題点として、埼玉県としてどのように認識しているのか。

雇用・人材戦略課長

- 1 指針案の具体的な内容については、カスハラの実態調査の実態調査を実施しており、まだその結果については検討中ということである。また、群馬県においては、改正法よりも前の施行だったということであることから、改正法との整合性、こちらについて動向を注視していると伺っている。さらに、北海道も4月1日に施行しているが、こちらについては、実態調査を9月に実施し、その結果、条例の認知度に課題があると考えていると伺っている。県としては、こういった部分についても参考にしながら、まずは広報・周知という点について、広く県民の皆様に応じた形でできるのか詳細を検討してまいりたいと考えている。いずれの都道府県においても、現時点では運用上大きな混乱というものは生じていないと伺っている。
- 2 意見募集をさせていただき、主な意見としては、学校現場におけるカスハラの方針について、あるいは各主体の該当する範囲について、あるいは罰則に関するものなどが主な意見として挙げられる。頂いた意見のうち反映した部分として、例えば、基本理念の箇所については、行き過ぎた要望にまで配慮するのかという意見があったので、顧客等の要望を、社会通念上許容される範囲の要望ということで修正した。また、事業者の責務についても、雇用管理上必要な措置を講じなければならないと義務化していたところに対して、ボランティアも含まれることを考えると柔軟に運用されるべきではないかという意見があった。これを踏まえ、義務ではなく、条例上は努力義務として反映した。
- 3 まず、4月1日に施行した東京都については、10月にカスハラの実態調査を実施しており、まだその結果については検討中ということである。また、群馬県においては、改正法よりも前の施行だったということであることから、改正法との整合性、こちらについて動向を注視していると伺っている。さらに、北海道も4月1日に施行しているが、こちらについては、実態調査を9月に実施し、その結果、条例の認知度に課題があると考えていると伺っている。県としては、こういった部分についても参考にしながら、まずは広報・周知という点について、広く県民の皆様に応じた形でできるのか詳細を検討してまいりたいと考えている。いずれの都道府県においても、現時点では運用上大きな混乱というものは生じていないと伺っている。

荒木委員

- 1 県民に対するパブコメの回答の中で、顧客等の要望を社会通念上許容される範囲の要望に修正したということで、社会通念上許容される範囲の要望については、厳密には法律のくくりでもないし、何か線引きされたものではないということ、あくまで一般常識的な範囲において判断されるものと承知している。そういう中で、そうは言っても、もう少し突っ込んだ中で、国でも具体的な事例、他の都道府県でも具体的な事例を示しているということであるが、やはりこれについても、まだ不明確な部分が厳密に言えばあるのかなと思うが、そこについての見解を伺う。
- 2 改正法後の整合性という話で、群馬県については、そこを今確認中ということであるが、東京都、北海道についての整合性は、今どのように認識されているのか。特に、東京都は隣であるので、埼玉県にとってもいろいろ密接に関係してくるのかなということで、併せて答弁願いたい。

雇用・人材戦略課長

- 1 カスハラの実態調査の実態調査を実施しており、まだその結果については検討中ということである。また、群馬県においては、改正法よりも前の施行だったということであることから、改正法との整合性、こちらについて動向を注視していると伺っている。さらに、北海道も4月1日に施行しているが、こちらについては、実態調査を9月に実施し、その結果、条例の認知度に課題があると考えていると伺っている。県としては、こういった部分についても参考にしながら、まずは広報・周知という点について、広く県民の皆様に応じた形でできるのか詳細を検討してまいりたいと考えている。いずれの都道府県においても、現時点では運用上大きな混乱というものは生じていないと伺っている。

のについて、繰り返しであるが、国の指針案についてお配りをしたとおり、例えば、顧客等の言動については、3ページの(5)の部分、あるいは、社会通念上許容される範囲を超えたものについては、4ページの部分、就業者の就業環境が害されることについては、5ページの(6)の部分に具体例が書いてあるので、県としても、こうした内容を踏まえて指針に盛り込んでいきたいと考えている。

- 2 まず、本県と東京都の条例の内容について、東京都で含まれている部分については、ほぼ全て入っているような内容になっている中で、やはり我が県としては、事業者団体を定義して事業者を支援していく、努力義務を課していくというところが違いになるかと思っている。法律との整合性という意味で、両県の条例についても、事業者のところは、国では10月1日施行見込みで義務ということの一方で、本県と同じ、努力義務ということで違いが生じるということになっている。

荒木委員

- 1 あえて社会通念上ということの具体的な認識や考えを聞く中で、具体的な事例を国の方でも示しているということは、ケースバイケースであらゆることが想定される中で、国の方で示してもらった事例で収まり切るものという理解でよろしいのかどうか。若しくは、それ以外に何かあるかとするならば、それこそ埼玉県で相談窓口を設けて相談をしていただくという、その中で各事業者が判断するという理解でいいのかどうか、改めて答弁願いたい。
- 2 北海道の整合性はどうか。

雇用・人材戦略課長

- 1 委員御指摘のとおり、個々の事例についてアドバイスができる部分については、これから県で定める指針の内容も周知しながら相談窓口の設置を検討しているので、そちらでフォローアップをさせていただきたいと思っている。
- 2 北海道について、私どもも事業者団体を定義しているが、唯一、北海道の条例においては、同じように事業者団体を規定しているというところで類似性があるが、先ほどの事業者の努力義務については、法が義務のところを努力義務ということで、そこには法との違いはある。

岡地委員

表彰制度について伺う。税の徴収などでも自治体を県が表彰しているが、そういうような場を設けることを考えているのか。あるいは、セミナーという話も出ていたが、セミナーや研修会を開いて、そこで表彰していくことを考えているのか。

雇用・人材戦略課長

具体的な表彰の仕方について、特別の場を設けるのか、あるいは、セミナーの場で事業者が集まっているところなどでやるのかについては、今後、詳細を検討してまいりたいと思っている。現時点で決まったものはない。

岡地委員

このカスタマーハラスメントを周知していく上で、やはり広く周知していくためには、こういうセミナーや研修会などを開いた方が良いかと思っているので、よろしくお願いしたい。（意見）

小早川委員

- 1 第131号議案に関して、新しく導入される機器の使用料や手数料の記載があるが、積算の根拠を伺う。
- 2 利用実績のない老朽化した機器という部分で、今回廃止をするということで、その決断の理由について実績の年数や基準があるかと思うが、その部分を伺う。
- 3 第132号議案に関して、県独自の定義や取組も様々な資料にあるが、改めて、この本県において、本県ならではの条例を制定する背景と目的を伺う。
- 4 第5条の顧客等の責務が記載されているところについて、「就業者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない」と記載があるが、これは具体的にどのように啓発活動を展開していくのか。加えて、学校現場での啓発活動をどのように展開するのか、学校現場における顧客というのは、保護者、生徒に当たってくるのかと認識しているが、その点を伺う。
- 5 条例の最後の見直しの規定について、社会環境の変化も含めて必要があると認めるときには、ということで記載があるが、この必要があると認めるときというのは、誰が、いつ、どのように、判断して対応するのか伺う。
- 6 先ほど他県の例もあったが、節々に、社会通念上許容される範囲ということで、国に準じてという話もあったが、東京都などは著しい迷惑行為という記載の仕方をしているかと思うが、この条例の検討の過程で、そういったとりわけ近隣の東京都が、そういった記載の仕方をしていることに関しては、県としてどう捉えているのか。

産業創造課長

- 1 資料1の2の(1)の使用料については、機器の取得価格から算出される減価償却費に相当する金額や維持管理費、試薬などの消耗品費、光熱水費から、時間当たりの単価を積算している。一方で、(2)の手数料については、使用料と同じ費用に試験の所要時間分の人件費を加え、時間又は測定当たりの単価を積算している。
- 2 産業技術総合センターについては、新たな機器の導入の必要がある中で、限りあるセンターのスペースを有効活用するために廃止する機器を決めているが、導入後15年以上経過していること、かつ未利用が8年、そういったところを目安として決定している。

雇用・人材戦略課長

- 3 カスタマーハラスメントは、働く人の人格や尊厳を害し、心身に重大な影響を及ぼし、業務遂行に支障を生じさせる。また、働く人以外にも、事業者にとっては事業活動の継続や顧客等の消費生活、公正な取引、こういったものに影響を及ぼすので、社

会全体でその防止を図らなければならないという背景があると認識している。また、改正法ではカバーしていない者を幅広く含めて、小規模事業者が多数を占めるという本県の特性もあることから、事業者がカスタハラ防止対策に取り組みやすい環境整備を進められるように検討してきたものである。

- 4 行動変容につなげていただくということが大変重要と思っている。例えば、これまでの答弁と繰り返しになる部分があるが、セミナーの開催やポータルサイトの開設を行っているような事例もほかの自治体にあるので、そういったものを参考としながら、県民生活部をはじめとする関係部局とも連携しながら、今後、その詳細については検討してまいりたい。また、学校現場の啓発についても、児童生徒に、カスタマーハラスメントについて、働く人の安全を脅かすなど、そういったことがあるので、そういった行為をしてはならないということを理解してもらおうということが重要と考える。カスタマーハラスメントが生じる背景には、カスタマーと事業者との認識不足、コミュニケーションのずれ違いもあると思うので、各学校においては、家庭科の授業などをはじめ、学校行事、体験活動を通じて、より良い人間関係を築いていけるように、そういった能力を育むことが大切だと考えている。人権教育の面からも、児童生徒が人権問題を正しく理解して人権に配慮した行動を取れるよう、人権感覚を身に付けることが大切だと考えているので、学校現場において、教育局とも話をしながら、啓発、何ができるのかというところについては、話し合っていきたいと思っている。
- 5 条例の制定後は、国の法改正の動向やカスタマーハラスメントを取り巻く社会状況の変化、こういったカスタマーハラスメント防止に係る取組の実績や課題、こういったものを総合的に勘案した上で、必要があると認めるときに県が行うというものである。
- 6 先ほど荒木委員に答弁したとおり、東京都の条例は改正法に先駆けて制定されている。埼玉県においては改正法と同様の書きぶりをしているので、著しい迷惑行為と東京都が書いている部分については、本県と表現が異なると理解している。

小早川委員

- 1 第131号議案で、積算の根拠を含めて質問をしたが、近隣他県の公設の試験機関などと比べると、この料金設定がどうなのかという部分、他県を含めて、本県の施設が利用されるのか、ほかに流れていくのかというところも含めて、また、民間での同様のサービスというものがあるのかも併せて伺う。
- 2 第132号議案で、本県ならではの条例を制定する背景と目的を伺ったが、小規模事業者に関しては、資料も含めて答弁の中でも再三出てきていたが、それ以外のところで、ボランティアも含めて幅広く本県においては対象とされているという部分があるかと思うので、その部分の背景、目的というところが答弁いただけていなかったかと思うので、そこを併せて伺う。

産業創造課長

- 1 料金の設定に当たっては、近隣他県の料金水準も参考とし、高過ぎたり安過ぎたり

しないような適切な料金設定としており、この結果として、他県に試験に行くようなことは、まずないと考えている。続いて、民間でのサービスということであるが、例えば、電磁波によって電子機器が誤作動しないか確認するEMC試験であるとか、X線のCT試験などは、民間企業においても実施されているものがある。しかし、産業技術総合センターでは、そういったものを含めて多様な試験に対応しているところが、民間施設との違いと考えている。

雇用・人材戦略課長

2 カスタマーハラスメントは働く人の人権や尊厳を害し、心身に重大な影響を及ぼす。業務の遂行に支障を生じさせるものであるので、この条例により、誰もが安心して働くことができる就業環境の整備が図られて、それによって広く、相互に、尊重し合える社会が実現して、もって持続可能な社会の実現に資するものと考えている。改正法ではカバーされていないボランティアなども含めて、就業者にとって広くカスタマーハラスメントから守ることをした、ということが条例制定の目的の一つと考えている。

小森委員

第153号議案、資料3の指定管理者制度に関連して質問する。指定管理者を埼玉県内のみで事業展開する県内企業、あるいは複数の都道府県など広域にまたがって事業を展開する県外企業、若しくは県内外のジョイントベンチャーが受託した場合などで、本県に落ちる税収の金額は大きく異なってくる。指定管理者の審査選考に当たって、現状、法人事業税や法人住民税をはじめ、県あるいは県内市町村への税収額については、考慮されていないのが実情である。指定管理者が当該の受託事業で大きな利益を上げて、事業収支が良好であっても、本県への税収額も同様に連動して大きなものになるとは、必ずしも限らない。県税や市町村税などを試算し、税収も考慮した審査や配点に、今後、見直しを図っていくべきと考えるが、所見を伺う。

産業支援課長

指定管理者の選定に当たっては、地方自治法、また、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例にのっとり、施設の設置目的である「地域産業の振興並びに地域住民の活動及び交流の促進のための東部地域における拠点の形成に寄与する」ことを効果的に達成し、効率的な運営を行うことができるよう、この目的に沿った事業者を選定するための審査項目を設け、管理者を選定しているところである。なお、今回の選定に当たっては、地域産業の振興及び危機管理の観点から新たに地元要件を設け、法人等の本店又は主たる事務所の所在地が県内の場合、加点を行っているところである。

小森委員

指定管理者の事業選定に当たり、埼玉県の発展などに寄与する事業者を選定するという観点は理解しているが、一方で、埼玉県に入ってくる税収なども考えていく必要はあ

ると個人的には思う。もし今後、そういった税金などを考慮していく場合は、現状、こういった条例などがネックとなっているのか。

産業支援課長

先ほど申し上げたとおり、この東部地域振興ふれあい拠点施設の条例で、この施設の目的が定められているところである。そのため、こちらの指定管理者の選定に当たっては、その目的に沿っているかどうかということにのっとって審査をするものであり、税金の観点での選定は趣旨が違うものであるので、本来の条例の目的の中で、地域産業の振興等の部分で、こういったことが貢献できるかという部分を考慮しながら、選定を行ってまいりたいと考えている。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

渋谷委員

- 1 6 ページの大久保浄水場高度浄水処理施設整備事業費の事業期間延長の理由として、掘削土から基準を上回るヒ素が検出されたとのことだが、以前も埼玉県立小児医療センター跡地でヒ素が検出され、工期が延長し、膨大な費用が発生した。今回、大規模事業の実施に当たり、事前に土壤汚染物質の有無は確認できなかったのか。
- 2 今回、ヒ素対策に要する費用は幾らなのか。また、1立方メートル当たり幾らなのか。
- 3 8 ページの久喜高柳地区産業団地整備事業において、地中から廃棄物を撤去処分する関係で事業を1年延長するとのことだが、事業費の変更はしないのか。
- 4 産業団地への進入路について、久喜市と以前から用地買収の話が継続中とのことで、産業団地への大切な進入路でもあるため、道路の拡張整備が遅れると売却時期なども更に遅れることはないのか。
- 5 用地買収が今後成立しない場合は、企業局としてどのような対応を取っていくのか。

水道管理課長

- 1 大久保浄水場の高度浄水処理施設用地については、事業実施前に土壤汚染対策法に基づき、これまでの土地利用状況を確認したところ、土壤汚染の原因となる工場などの土地利用がなかったことから、土壤汚染のおそれがないものとして土地の形質変更の届けを提出し、受理されている。このため、事前に土壤汚染物質の有無を調査する必要はなかったものとなっている。しかし、工事着手後、建設発生土の有効利用に当たり、受入基準を満たすか確認するため環境分析を実施したところ、ヒ素が基準値を超えて検出されたものである。なお、検出されたヒ素の濃度は、溶出量基準値が1リットル当たり0.01ミリグラムであるのに対し、0.002ミリグラムから0.017ミリグラムと超過はわずかであり、自然由来のヒ素と考えている。
- 2 今回、ヒ素を含む土砂の不溶化処理や処分などの対策費用は、全体で約20億円を見込んでおり、ヒ素の対策を要する土砂の量は、約45,000立方メートルとなっ

ている。これを単純計算で1立方メートル当たりになると、約44,000円の費用となる。

地域整備課長

- 3 今回の廃棄物の撤去、それから処分に要する費用として、約1億5,000万円を見込んでいる。この費用は、これまでのコスト縮減や請負差金で対応できる見込みであるため、補正について、この点については組んでいない。
- 4 道路の拡張整備ができないと、団地内に大型車両が進入する際、支障が生じてしまう。企業の操業に影響を与えるということを考えると、県道からの進入路は、立地企業が応募する際に、非常に重要な要素であると私たちは考えている。一方、企業局においても、その不確定な条件で分譲を開始してしまうと、企業局の信頼が低下することにつながりかねない。それから、分譲価格の低下や応募企業の減少などの影響にもつながることが考えられる。そのため、用地買収の状況を見極めて、分譲案内の開始時期を判断していきたいと考えている。
- 5 久喜市では、現在、幹部職員が直接、地権者との用地交渉に当たっているところであり、久喜市とは毎週、用地交渉の進捗等の情報共有を重ねており、団地整備に向けてワンチームで取り組んでいるところである。また、企業局では、これまで40を超える産業団地を整備してきている。これらの、局が持っている知見を、余すことなく助言できるものは助言して、早期買収に向けて支援してまいりたい。

渋谷委員

再度、この用地買収をお願いしている久喜市に対して、早急に用地買収に対する働き掛けをすることだが、このまま分譲時期未定となれば、県にとってかなりマイナスと思われる。企業局は今後、産業団地の候補地を選定する際に、どのように留意して取り組んでいくのか。

地域整備課長

産業団地の整備に当たり、企業局では、地区内の全ての地権者に対して土地買収に係る合意書を取得した上で事業化している。産業団地の進入路については産業団地の地区外となり、地区外の整備は地元市町村の役割である。ただ、市町村の役割とはなるが、市町村任せにすることなく、地区外で土地買収が必要な場合は、地区内と同様に事業化前に地権者から合意書の取得を市にお願いして、関係地権者の意向を確認するなどして、市と一緒に取り組んでまいりたい。

荒木委員

大久保浄水場の件で、ヒ素の土壤汚染ということで、確認する中で1年度延長ということであるが、先ほどの答弁で、工場等で使っていた経緯がないので、何か異物が出るという視点に立たずにここまで来て、現状でヒ素が確認されて延長するということだったと思うが、同じような事例は多分ほかのところでも起きると思う。前提の条件をちょ

っと改めて、ある程度きちっと事前に確認するという作業は必要だと思うが、事前に確認は全くしていないということなのかも含めて、答弁いただきたい。

水道管理課長

先ほど申し上げたとおり、工場跡地などでないものということで、今回のところで事前には調査をしていない。土質調査ということで、土自体の調査をしているが、それ以外については、今回、調査をしていなかった。そのため、今回、かなり大きな金額の補正となるので、今後については、もっとこの辺は改めて調査をするなり、何かしら検討したいと考えているところである。

平松委員

- 1 令和7年度12月補正予算の先ほどの資料の4ページと5ページに関して、平準化率についてお尋ねしたい。工業用水道事業会計と水道用水供給事業会計に、「1 施工時期の平準化に向けた取組」とある。企業局としての平準化の目標値の設定について伺う。
- 2 その目標値が達成できる見込みなのか、目標達成に向けてどのように取り組んでいるのか確認する。
- 3 6ページの久保浄水場高度浄水処理施設整備事業費の総額の増額が83億円ということで、スライド対応ということで計上されているが、83億2,647万1千円は、どのような考え方、算定根拠で算定されているのかという点について伺う。また、これは事業期間終期である令和11年度までの物価上昇を全部見込んだ総額かという点について伺う。

財務課長

- 1 目標値については、企業局においても、建設業の働き方改革の促進に資するため、県全体と同じ9割以上を目標値として設定している。達成見込みについて、今回のゼロ債務負担行為の設定は令和8年度の平準化に影響するものであるため、まだ仮定の計算ではあるが、約8割となる見込みである。9割には少し届かないが、企業局の発注する工事は浄水場の修繕更新工事が多く占めており、水の安定的な供給に影響がないよう、各浄水場で調整しながら施工時期を決定しているので、なかなかこういった事業の性質上、目標達成することは容易ではないが、今後も工夫をしながら取り組んでまいりたいと考えている。

水道管理課長

- 2 吉見浄水場の拡張、関連施設や久保浄水場の高度浄水施設などの大規模工事については、継続費や債務負担の活用により工事の平準化を達成している。また、浄水場の施設や設備の修繕工事については、財務課長が申し上げたとおり、水処理の稼働停止を伴う工事が多いため、水処理に影響しない工事や天候に影響されない工事について、ゼロ債務や第1四半期発注を徹底しているところである。それでもまだ足りない

ところがあるので、今後は、工事平準化の目標達成に向けて、施工時期の制約がある工事についても、工事の内容や標準工期について丁寧に確認した上で、発注時期の前倒し、このほか、債務負担が活用可能かなどを一つ一つ丁寧にしながら、検討していきたいと考えている。

- 3 これまで、工事請負契約のスライド条項に基づく変更実績では、おおむね5.5%の増額となっていた。このため、今後も同水準で物価上昇が続くものとしてスライド額を算定し、83億円の増額としている。また、こちらについては、令和11年度までの物価上昇を見込んだ形で盛り込んでいる。

【付託議案に対する討論】

なし

【第132号議案に対する附帯決議を求めることについての説明】

朗読をもって提案とする。

第132号議案「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」について、条例の施行に関して、以下の適切な対応を求めるものである。

- 1 指針案の策定に当たり、カスタマーハラスメントの行為類型は県民の権利行使及び表現の自由に直結するため、慎重に検討し、指針案は所管委員会に報告して、その意見を最大限尊重すること。
- 2 指針においては、行為類型及び典型例を示すとともに、正当な権利行使に基づく申出及び通報等は尊重し、カスタマーハラスメントとして取り扱わないことを明記すること。
- 3 指針の策定及び見直しに当たっては、関係当事者、専門家及び関係団体の意見を幅広く聴取し、十分に反映すること。

【附帯決議に対する質疑】

なし

【附帯決議に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第4号）】

鈴木委員

議請第4号「家族従事者の人権を守るために所得税法第56条の廃止を求める請願」について、不採択とすべき立場から発言する。所得税法第56条は、恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点から、個人事業者が配偶者や親族に給与を支払った場合には、必要経費に算入しないことを定めるものである。一方、配偶者や親族は経営の重要な担い手であり、その役割が正当に評価されるべきことは言うまでもない。そこで、同法第57条は、帳簿等により給与の支払の実態等を確認できる青色申告の場合、特例として家族従業員への給与を実額で経費に算入することを認めている。本請願は、家族従業者の労働が正当に評価されず専従者控除では不十分であることから、第56条の廃止を求めるものである。しかし、家族への支払は対価と家計内移転の区分が困難であることから、白色申告では簡易記帳による定額控除を認め、青色申告では正規簿記により実額経費算入を認めている。そのため、本特例には合理性があり、現行制度は適正な申告納税に資するものである。また、国内外の動きもあるが、税制改正は、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきと考える。よって、「所得税法第56条は廃止するよう国や政府関係機関へ意見書を上げること」を求める本請願は、不採択とすべきである。

平松委員

議請第4号について、不採択とすべきとの立場から意見を申し上げる。本請願には、家族従業者が家業で働いている事実があっても、その働き分は本人の所得にならず、事業主の資産としているとある。請願にあるとおり、家族専従者は重要な経営の担い手である。だからこそ、所得税法第57条で、事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例を認めている。そもそも白色申告は、税制上のメリットが余りない代わりに、青色申告と比べて簡易な方法、いわゆる単式簿記で帳簿を作成し、その記帳に基づいて所得税あるいは法人税を計算して申告するものである。同法第56条の廃止の是非といった点にフォーカスするだけでなく、社会情勢を背景に幅広い議論を経て、制度全体の見直しが必要であると考えます。よって、本請願については不採択とすべき立場である。